

掛川市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（平成29年掛川市規則第4号）の一部を次のように改める。

第2条第1号中「154人」を「142人」に改め、同条第2号中「160人」を「180人」に改める。

第3条中「幼児教育士」を「保育教諭」に改める。

第8条第1項中「（平成26年文部科学省告示第1号）」を「（平成29年内閣府文部科学省厚生労働省告示第1号）」に改める。

様式第2号中

「

対象園児	住 所			
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

」

を

「

対象園児	住 所			
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日		

」

に改める。

様式第3号中

「

対象園児	氏 名			組
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

」

を

「

対象園児	氏 名		組
	生年月日	年 月 日	

」

に改める。

様式第4号中

「

対象園児	氏 名		組
	生年月日	年 月 日	性 別 男・女

」

を

「

対象園児	氏 名		組
	生年月日	年 月 日	

」

に、

「掛川市立 園長 氏 名 印」

を

「掛川市立 園長 氏 名 」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。